

私道助成制度の改定について

1 概要

私道の維持管理について、昭和42年頃から私道排水設備助成、昭和37年頃から私道整備助成制度により助成を行ってきた。しかしながら、不明土地所有者がいるなど私道関係者の合意形成に起因して、私道助成制度を活用できないケースが年々累積し、取り残され続けている現状がある。また、私道内の道路損傷に対し、区が緊急措置として危険回避工事を行っているが、危険性が一時的に回避されたことで、土地所有者が抜本的な改修を行わず、区が同一箇所を何度も危険回避工事を行う状況も多々ある。

このことから現状制度を見直し、より利用しやすく運用効率も高まる制度とするため一部改定を行う。

2 制度の改定方針

- (1) 土地所有者の同意要件の改定
- (2) 幅員要件の緩和と部分的な土地使用承諾のケースに対する助成項目の新設
- (3) 私道に関する土地所有者以外からの同意要件の見直し
- (4) 一度助成を受けた者が再度助成を受ける基準の明記

3 私道排水設備助成の改定内容（中野区私道排水設備助成要綱）

- (1) 土地所有者の同意要件の改定（図-1）
 - (ア) 共有名義の土地所有者に関する同意要件
(現行) 共有者全員の承諾が必要。
(改定案) 一部所有者が不明などやむを得ない場合は、共有地の過半の土地所有者持分かつ半数以上の土地所有者からの承諾をもって同意要件を満たすものとする。
 - (イ) マンション等区分所有建物の所有者に関する同意要件
(現行) 区分所有建物の所有者全員の承諾が必要。
(改定案) 共有財産の管理について管理規約に定めのない場合は、過半の土地所有者持分かつ過半数の土地所有者からの承諾をもって同意要件を満たすものとする。
なお、管理規約に定めのある場合は、集会の決議の証明をもって同意要件を満たすものとする。

- (2) 幅員要件の緩和と部分的な土地使用承諾のケースに対する助成項目の新設 (図-2)
- (現 行) 道路幅員 1.5m以上で2世帯以上が排水設備を利用している場合かつ路線単位 (交差点から交差点まで) の工事に対して助成。
幅員 1.5m以上 1.8m未満の助成率 100 分の 80。
- (改定案) 道路幅員 1.2m以上で2世帯以上が排水設備を利用している場合、かつ路線単位 (交差点から交差点まで) の工事に対して助成とする。なお、部分的な土地使用承諾であっても、下水道施設の施工が可能であり、かつそれが路線単位である場合は、新たに助成対象とする。
この改定に伴い、幅員 1.5m以上 1.8m未満の助成率 100 分の 80 を廃止し 100 分の 90 に統一。

4 私道整備助成の改定内容 (中野区私道整備の助成に関する条例施行規則)

- (1) 土地所有者の同意要件の改定 (図-1)
- 「3 私道排水設備助成の改定内容 (1) 土地所有者の同意要件の改定」の内容と同様の取扱いを行う。
- (2) 幅員要件の緩和と部分的な土地使用承諾のケースに対する助成項目 (部分補修) の新設 (図-3)
- (現 行) 通り抜け道路については、路線単位 (交差点から交差点まで) の全幅。
袋路状については、道路延長 20m以上、幅員 1.8m以上の全幅路線の場合に助成。
幅員が 1.8m以上かつ延長 20m以上の袋路状の場合の助成率は、100 分の 80。
- (改定案) 施工範囲が延長 20m以上かつ、私道の全幅若しくは半面以上である部分補修工事に対して助成。但し幅員 1.8m以上かつ施工幅が 1.2m以上。(図-2)
幅員が 1.8m以上かつ延長 20m以上の袋路状の場合の助成率 100 分の 80 を廃止し、助成割合は 100 分の 90 に統一。
- (3) 私道助成対象路線における部分補修の特例 (図-4)
- 通り抜け道路で延長が 20m未満の道路及び本制度を活用したことで同一の助成対象路線でありながら助成要件を満たせない場合の特例を下記のとおり設ける。
- (ア) 新たな部分補修の施工延長が 20mに満たない場合で、両端が当該路線始終点もしくはすでに行った部分補修の施工済み端部のいずれかであるものは、その延長にかかわらず延長に関する要件を満たすものとみなす。
- (イ) 新たな部分補修の施工幅員が半面以上 (その幅員が 1.2m以上) に満たない場合で、その一端が当該路線端部に、他の一端がすでに行った部分補修の施工済み端部であるものは、その幅員に関わらず幅員に関する要件を満たすものとみなす。

(4) 私道に関する土地所有者以外からの同意要件の見直し

(現 行) 沿道の方から工事を行うことについて承諾を確認する委任状の提出。

(改定案) 「申請による区の受託工事」から「申請者らの行う工事に対する助成」に制度変更されていることから、沿道住民の承諾要件を廃止する。

(5) 一度助成を受けた者が再度助成を受ける基準の明記

(現 行) 再助成は条例上、基準助成額に80%を乗じて得た額を交付することとなっており、現行は期限については定められていない。

(改定案) 新規助成を行ってから15年から30年未満を再助成、30年以上を経過した施工箇所については、新規として助成を行うことを明記する。

5 周知について

制度改定の区民への周知については、中野区ホームページへの掲載、中野区おしらせ板への掲出、中野区報及び区民活動センターほか中野区関係施設にパンフレットの配布を行う。

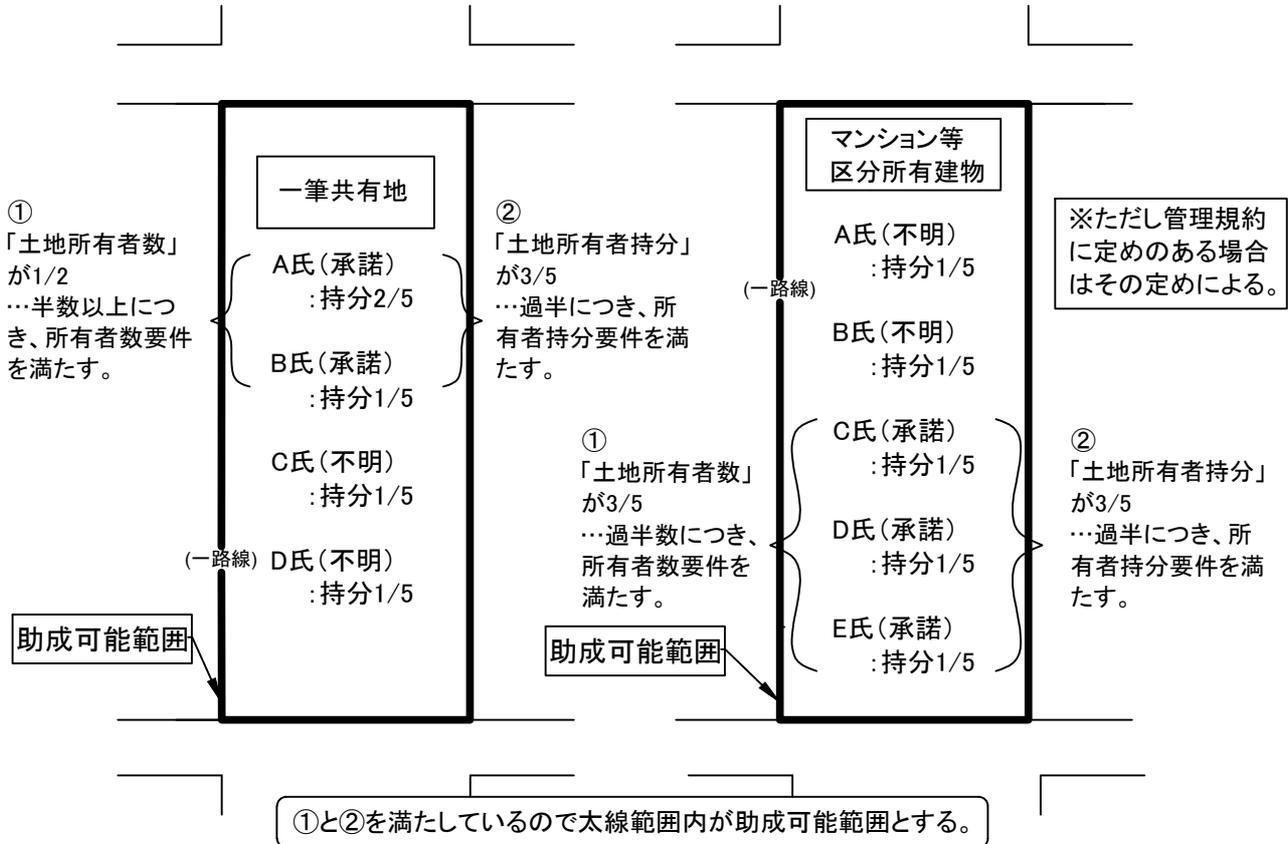
6 今後の予定

改定案をもとに詳細な内容を決定し年度内に改定を行い4月1日付で施行する。

《共有地の一部所有者が不明等やむを得ない場合の同意要件》

(私道排水設備助成、私道整備助成共通)

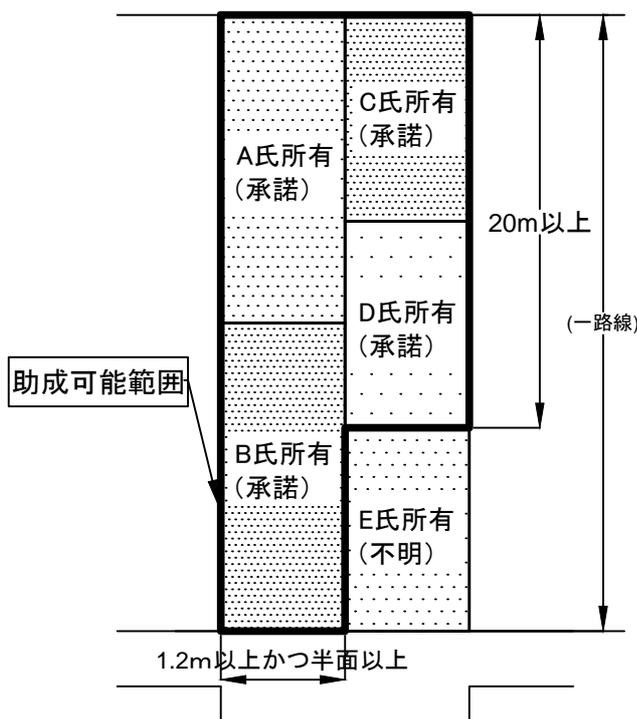
図一1



《複数の筆がある私道》

(私道整備助成)

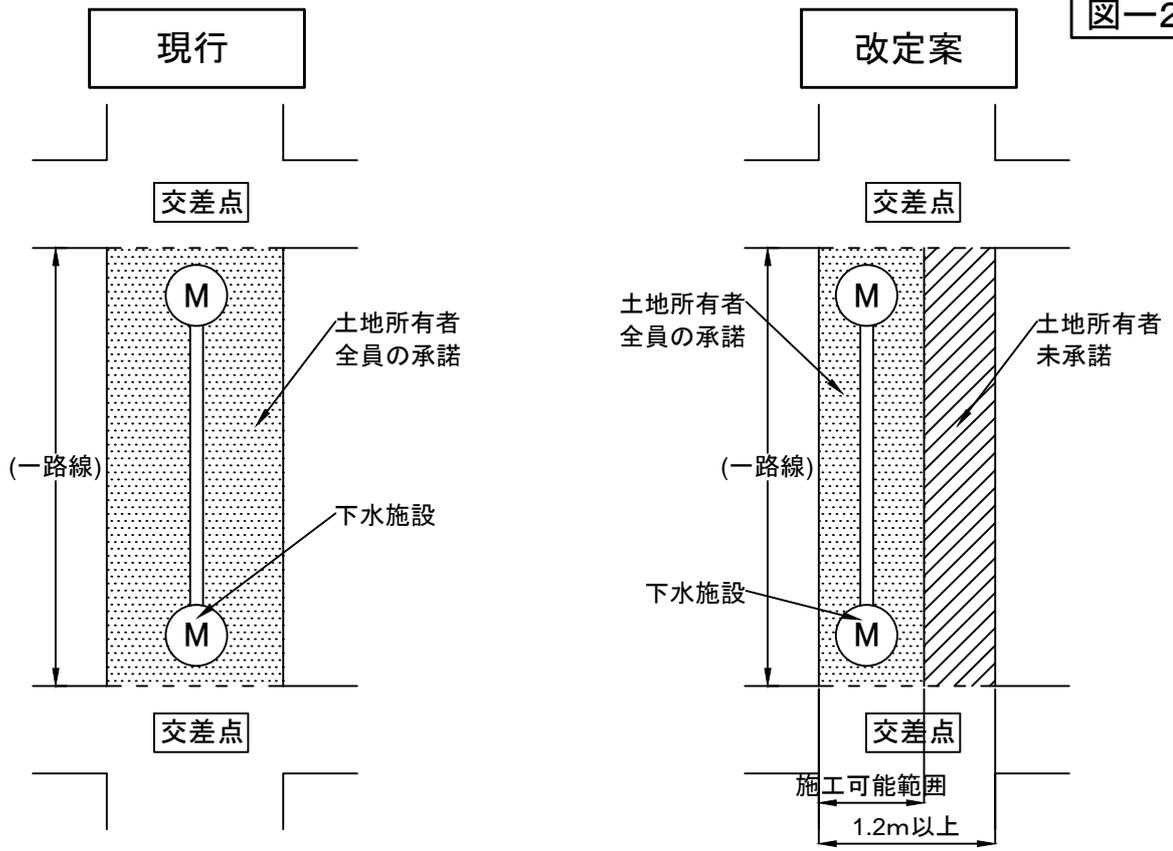
参考



※A氏、B氏、C氏、D氏所有の土地が助成可能範囲とすることが出来る。(現行では一部承諾が得られない場合、路線全てが助成対象外となる。)

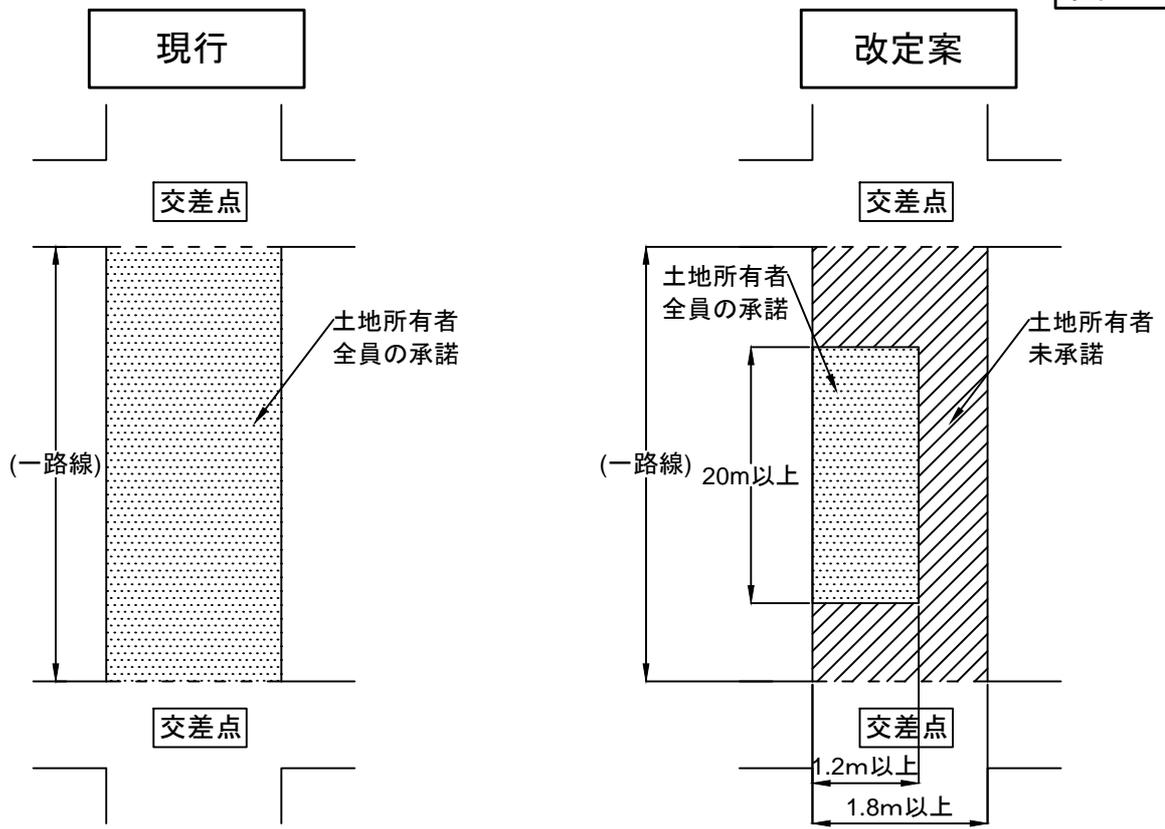
《一部所有者未承認の取扱い(排水設備)》

図一2



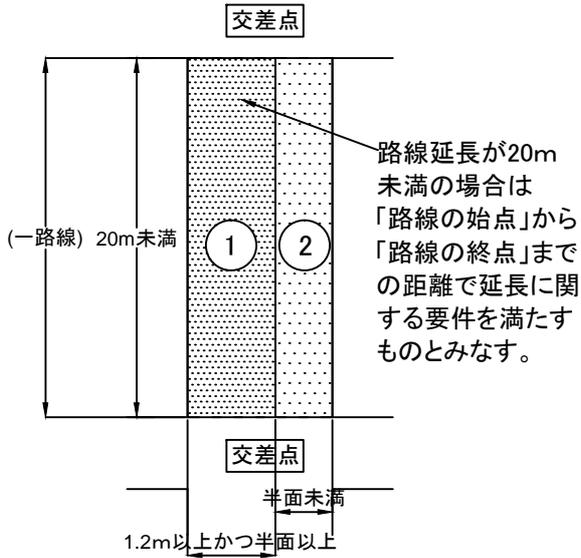
《一部所有者未承認の取扱い(私道整備)》

図一3

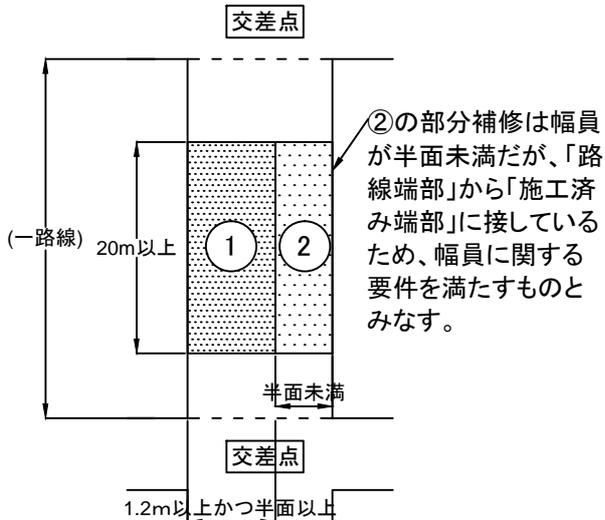


《私道助成対象路線における部分補修の特例》

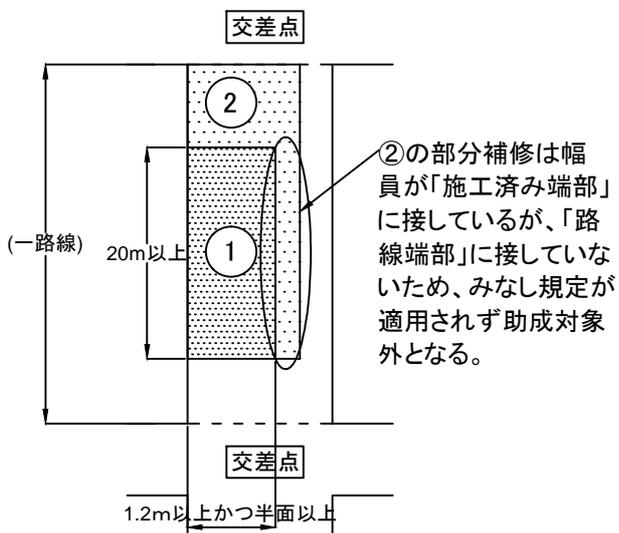
例1



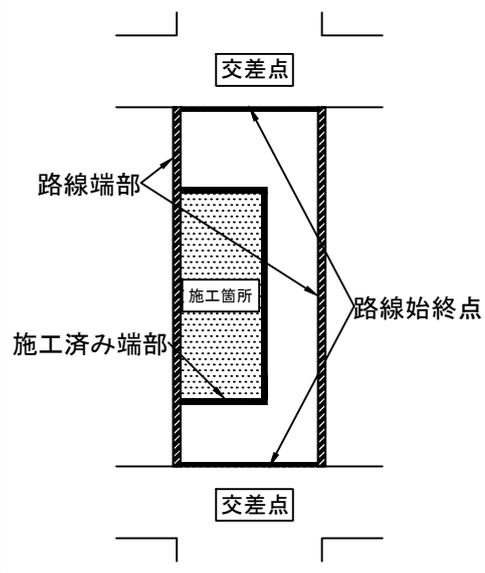
例2



例4-1

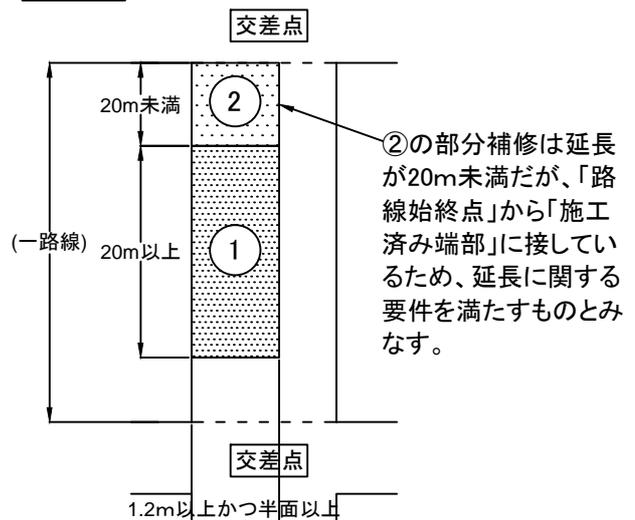


基本配置図



図一4

例3



例4-2

